

平成27年第11回大山町教育委員会

招集年月日 平成27年9月24日(木) 午前9時30分

招集場所 名和公民館 2階 第1会議室

出席委員

| | | | | | |
|----|------|----|------|----|------|
| 1番 | 林原浩子 | 2番 | 湊谷紀子 | 3番 | 金田吉人 |
| 4番 | 山根 浩 | 5番 | 伊澤百子 | | |

その他の出席者

日 程

1. 開会宣言 (時 分)

2. 議事日程の報告

日程第 1 会議時間の決定

自 時 分 至 時 分

日程第 2 教育長報告並びに連絡事項

日程第 3 議案第1号 大山町立学校職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する訓令の制定について

日程第 4 議案第2号 区域外就学について

日程第 5 議案第3号 平成27年度準要保護児童生徒の認定等について

3. その他

4. 次回の開催日程 平成27年 月 日

5. 閉会宣言 (時 分)

報 告 事 項

| 月 日 | 曜日 | 件 名 |
|----------|----|---|
| 8 月 26 日 | 水 | 大山保育所計画訪問、第2回大山町人権・同和教育連絡協議会(人権交流センター) |
| 27 日 | 木 | 鳥取県町村教育長会第2回研修会(日吉津村:~28日) |
| 30 日 | 日 | みんなの人権セミナー③(大山支所) |
| 31 日 | 月 | 大山開山1300年祭に係る勉強会(モンベル大山店) |
| 9 月 1 日 | 火 | 学校リーダー研修会(琴浦町)、管理職会議、地方創生本部会議、西部町村議会表彰式・研修会に係る懇親会 |
| 2 日 | 水 | 名和さくらの丘保育園計画訪問、六長合同会議、大山町総合文化祭第2回実行委員会 |
| 3 日 | 木 | 鳥取県教育委員会教育長訪問(県庁)、鳥教組西部支部書記長来庁、南三陸町派遣職員帰庁報告会 |
| 4 日 | 金 | 日本遺産認定申請に係る準備会 |
| 5 日 | 土 | 町内各中学校体育祭 |
| 7 日 | 月 | 大山町議会9月定例会本会議(開会、諸般の報告、提案理由説明、補正予算質疑・討論・採決) |
| 8 日 | 火 | 高校生マナーアップさわやか運動(~11日)、総合文化祭特別展示絵画選定会(豪円湯院) |
| 9 日 | 水 | 大山町議会9月定例会本会議(質疑) |
| 10 日 | 木 | 一般質問通告締切、大山町交通安全対策会議、管理職会議(一般質問) |
| 11 日 | 金 | 名和小学校統合10周年を祝う式典(名和小学校) |
| 12 日 | 土 | 西伯郡駅伝競走大会(名和コース) |
| 13 日 | 日 | 大山カップジュニアバレーボール交流大会(中山トレセン) |
| 14 日 | 月 | 日本遺産認定申請に係る文化庁訪問(東京都) |
| 16 日 | 水 | 山根正子氏来庁 |
| 17 日 | 木 | 大山町議会本会議(~18日:一般質問) |
| 18 日 | 金 | みんなの人権セミナー④(中山環境改善センター) |
| 19 日 | 土 | 大山町女性レクリエーション大会(大山トレセン) |
| 24 日 | 木 | 定例教育委員会、西部地区町村就学指導委員会(米子コンベンションセンター) |

今 後 の 予 定

| 月 日 | 曜日 | 件 名 |
|----------|----|---------------------------|
| 9 月 25 日 | 金 | 家庭の日作品コンクール審査会 |
| 26 日 | 土 | 大山保育所運動会 |
| 27 日 | 日 | 大山分館運動会(大山トレセン) |
| 28 日 | 月 | 大山町議会9月定例会本会議(討論・採決・閉会) |
| 29 日 | 火 | 西伯郡小学校陸上大会(名和総合運動公園陸上競技場) |
| 30 日 | 水 | 六長合同会議 |

※ 10月3日(土) 中山みどりの森保育園運動会

議案第1号

大山町立学校教職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する訓令の制定について

大山町立学校教職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

平成27年 9月24日 提出
大山町教育委員会教育長 山 根 浩

平成27年 9月 日 議決
大山町教育委員会委員長 伊 澤 百 子

大山町立学校教職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱の一部を改正する訓令

大山町立学校教職員の自家用自動車の公務使用に関する取扱要綱（平成17年大山町教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合は、当該移動項を当該移動後項に改め、移動後項に対応する移動項が存在しない場合は当該移動後項を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| (使用許可の基準) 第3条 (略) 2 (略) <u>3 校長は、第1項の規定により許可する場合において、同一用務のため同一目的地に旅行する町内の他所属職員があるとき、当該職員が所属する学校長と相談の上、その同乗を許可することができる。</u> 4 (略) 5 (略) 6 (略) | (使用許可の基準) 第3条 (略) 2 (略) (新設) <u>3</u> (略) 4 (略) 5 (略) |

附 則

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

議案第2号

区域外就学について

下記のとおり区域外就学の申立てがあり、学校教育法施行令第9条の規定により区域外就学を許可するものとする。

平成27年9月24日 提出
大山町教育委員会教育長 山根 浩

平成27年9月 日 議決
大山町教育委員会委員長 伊澤 百子

記

1. 区域外就学の申立て 1件 (詳細別紙) 認定件数 件

議案第 3 号

平成 27 年度 準要保護児童生徒の認定等について

平成 27 年度 準要保護児童生徒を次のとおり認定するものとする。

平成 27 年 9 月 24 日 提 出

大山町教育委員会教育長 山 根 浩

平成 27 年 9 月 日 議 決

大山町教育委員会教育委員長 伊 澤 百 子

1. 平成 27 年度 準要保護児童生徒認定候補者

申請児童生徒数 2 名 (詳細別紙) 認定児童生徒数 名